

1. 利用調整基準の改正について

(1) 現状

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成 27 年 4 月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入している。

現在の基準を策定する際には、旧基準や、国通知における優先利用の取扱を踏まえ、シミュレーションなどを行い策定し、運用後、待機児童の増加や、利用申込みをしている保護者から様々な意見を踏まえ、適宜見直しを行っている。

令和 2 年 4 月入所については、保護者の疾病・障がいに関する「調整点数」の見直しや育児休業の延長が許容できる方の「調整点数」の新設、医療的ケア児の優先利用を行った。

(2) 課題

市外居住の方が市内の保育所等へ復職する保育士等である場合の調整点数について、本市では待機児童の解消に関する取り組みの一環として、平成 28 年 11 月より、保育士の子どもが優先的に利用できるよう「保育所等利用調整基準」の改正を行い、市内の認定こども園・保育所・地域型保育事業所等に保育士・保育教諭として就職、または育児休業等から復職する場合は、「調整点数」において加点（以下、保育士加点）を行っている。

さらに、平成 31 年 4 月入所からは、認定こども園等へ復職する幼稚園教諭や、保育士配置として振替可能な施設の看護師なども新たに優先入所の対象としたほか、月 120 時間以上の勤務に限られていた対象者を月 64 時間以上の者も対象に加えた。（月 64 時間以上：20 点、月 120 時間以上：30 点）

一方、市外に居住している子どもの利用申込に関しては、転入予定を除き「調整点数」において、減点の措置を設けて市民が優先されるようにしており、平成 31 年度より「△90 点」としている。

そのため、保育士加点に該当する場合であっても、市外居住者の場合は調整点数において大幅な減点となり、保育士等としての就労に支障が生じるケースがある。

(3) 方針

令和 3 年 4 月入所より、上記課題に対応できるように利用調整基準を見直す。

具体的には、

市外に居住している場合の調整点数について

転入予定者に加えて、市内の保育所等へ復職する保育士等の加点適用者も△90 の調整点数の適用外とする。

世帯の 状況	市外に居住している場合（転入予定、 <u>市内の保育所等へ復職する保育士等の加点適用者を除く</u> ）。	△ 90
-----------	---	------

(参考) 保育士加点について

就 労 状 況	保護者が以下の職業で月120時間以上の勤務で復職する場合（内定を含む）。 ・市内の保育所等（企業主導型保育事業含む）へ復職する保育士・保育教諭 ・市内の認定こども園、長時間・長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園へ復職する幼稚園教諭 ・保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師	30	転所 の場 合を 除く
	保護者が以下の職業で月64時間以上120時間未満の勤務で復職する場合（内定を含む）。 ・市内の保育所等（企業主導型保育事業含む）へ復職する保育士・保育教諭 ・市内の認定こども園、長時間・長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園へ復職する幼稚園教諭 ・保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師	20	転所 の場 合を 除く

(4) スケジュール

- ・5月～6月 「保育所等利用調整基準」の改正案の作成及び市民意見募集
- ・7月～8月 市民意見を踏まえた利用調整基準の改正
- ・9月 市民に対し、令和3年4月入所の案内時に周知